

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（令和5年12月25日京都市条例第34号）（文化市民局地域自治推進室）

戸籍法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めることとしました。

- 1 法第120条の2第1項第1号の規定に基づく法第120条第1項に規定する戸籍証明書又は除籍証明書の交付
- 2 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行
- 3 法第120条の6第1項の規定に基づく法第120条の4第1項に規定する届書等情報の内容を閲覧に供すること又は当該届書等情報の内容の証明書の交付

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和6年3月1日）から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第34号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、この条例において別に定めることとされている手数料の額については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の額を標準として定めるものとする。

別表第1戸籍法（以下この表において「法」という。）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を「同項に規定する戸籍証明書（以下「戸籍証明書」という。）の交付（次項に掲げるものを除く。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

法第120条の2第1項第1号の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通	別に定める額
-------------------------------	-----	--------

別表第1法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次の1項を加える。

法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号1件	別に定める額
-------------------------------------	------------------------------	--------

別表第1法第12条の2において準用する法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を「同項に規定する除籍証明書（以下「除籍証明書」という。）の交付（次項に掲げるものを除く。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

法第120条の2第1項第1号の規定に基づく除籍証明書の交付	1 通	別に定める額
-------------------------------	-----	--------

別表第1法第12条の2において準用する法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次の1項を加える。

法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号1件	別に定める額
-------------------------------------	------------------	--------

別表第1法第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付の項の次に次の1項を加える。

法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報（法第120条の4第1項に規定する届書等情報をいう。以下同じ。）の内容の証明書の交付	1 通	別に定める額
-------------------------------------------------------------------	-----	--------

別表第1法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務の項を次のように改める。

法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件	350
法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	1 件	別に定める額

附 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）